



福岡県医発第 580 号（地）

平成 26 年 5 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

（公 印 省 略）

治療用装具の療養費支給基準について

治療用装具の療養費支給基準につきましては、昭和 36 年 7 月 24 日付保発第 54 号により運用されているところでありますが、今般、同通知中記 1 により療養費支給基準とされている障害者総合支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）の一部が、平成 26 年 3 月 31 日付厚生労働省告示第 161 号により改正され、4 月 1 日より適用されるため添付資料（1～3）のとおり改正し、同日より適用する旨、厚生労働省保健局長より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂きますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

小郡三井医師会より

障害福祉担当理事 古川哲也
会長 蒲池 壽

平成 26 年 4 月 30 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

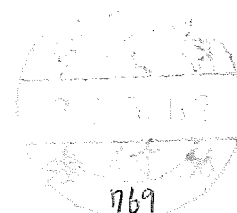


治療用装具の療養費支給基準について

治療用装具の療養費支給基準につきましては、昭和 36 年 7 月 24 日付保発第 54 号により運用されているところでありますが、今般、同通知中記 1 により療養費支給基準とされている障害者総合支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）の一部が、平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 161 号により改正され、4 月 1 日より適用されることから添付資料（1～3）のとおり改正し、同日より適用することとなりますので、ご参考までにご連絡申し上げます。

【添付資料】

1. 「治療用装具の療養費支給基準について」の一部改正について
(平 26. 3. 31 保発 0331 第 9 号 厚生労働省保険局長)
2. 「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」の一部改正について
(平 26. 3. 31 保発 0331 第 10 号 厚生労働省保険局長)
3. 「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について」の一部改正について (通知)
(平 26. 3. 31 保医発 0331 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)



保 発 0 3 3 1 第 9 号

平 成 2 6 年 3 月 3 1 日

地 方 厚 生 (支) 局 長
都 道 府 県 知 事 } 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

「治療用装具の療養費支給基準について」の一部改正について

治療用装具の療養費支給基準については、昭和 36 年 7 月 24 日保発第 54 号により取り扱われているところであるが、今般、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)の改正が、平成 26 年 4 月 1 日より適用されることから、「治療用装具の療養費支給基準について」(昭和 36 年 7 月 24 日付保発第 54 号通知)の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1を次のように改める。

療養費として支給する額については、障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 23 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の 100 分の 104.8 に相当する額を基準として算定する。

○治療用装具の療養費支給基準について 新旧対照表

新	旧
治療用装具の療養費支給基準について 1. 療養費として支給する額については、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第23項及び第76条第2項の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表1購入基準中に定められた装具の価格の100分の104.8に相当する額を基準として算定する。 2. （略）	治療用装具の療養費支給基準について 1. 療養費として支給する額については、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第19項及び第76条第2項の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表1購入基準中に定められた装具の価格の100分の103に相当する額を基準として算定する。 2. （略）

保 発 0331 第 10 号
平 成 26 年 3 月 31 日

地 方 厚 生 (支) 局 長
都 道 府 県 知 事 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」の一部改正について

小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給については、平成 18 年 3 月 15 日保発第 0315001 号により取り扱われているところであるが、今般、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)の改正が、平成 26 年 4 月 1 日より適用されることから、「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」(平成 18 年 3 月 15 日付保発第 0315001 号通知)の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

2 を次のように改める。

小児弱視等の治療用眼鏡等について療養費として支給する額は、障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の 100 分の 104.8 に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。

○小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について 新旧対照表

新	旧
小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について 1. (略) 2. 小児弱視等の治療用眼鏡等について療養費として支給する額は、<u>障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）別表 1 購入基準中</u>に定められた装具の価格の 100 分の <u>104.8</u> に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。 3. (略)	小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について 1. (略) 2. 小児弱視等の治療用眼鏡等について療養費として支給する額は、<u>児童福祉法の規定に基く補装具の種目、受託報酬の額等に対する基準（昭和 48 年厚生省告示第 187 号）別表 1 交付基準中</u>に定められた年齢階層別の装具の価格の 100 分の <u>103</u> に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。 3. (略)

保医発0331第1号
平成26年3月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について」
の一部改正について（通知）

小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項については、平成18年3月15日保医発第0315001号により取り扱われているところであるが、今般、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の改正が、平成26年4月1日より適用されることから、「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について」（平成18年3月15日付保医発第0315001号通知）の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

2の(1)を次のように改める。

治療用眼鏡等を療養費として支給する額は、障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表1購入基準中に定められた装具の価格の100分の104.8に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。

○小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について 新旧対照表

新	旧
小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について 1 (略) 2 治療用眼鏡等の療養費の支給申請費用 (1) 治療用眼鏡等を療養費として支給する額は、<u>障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準</u>（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の 100 分の <u>104.8</u> に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。 (2) ～ (3) (略) 3 (略) 4 (略)	小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について 1 (略) 2 治療用眼鏡等の療養費の支給申請費用 (1) 治療用眼鏡等を療養費として支給する額は、<u>児童福祉法の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に対する基準</u>（昭和 48 年厚生省告示第 187 号）別表 1 交付基準中に定められた年齢階層別の装具における「眼鏡 弱視眼鏡 掛けめがね式」又は「眼鏡 コンタクトレンズ」に表記している価格の 100 分の <u>103</u> に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。 (2) ～ (3) (略) 3 (略) 4 (略)